

## 令和5年度アステールプラザ「芸術劇場」公演作品 募集要項

芸術劇場は、イベント開催の企画力など文化事業の総合的なノウハウや資源を有するマスコミや劇団等と、舞台機能、客席数で多様な劇場を有する当館の双方が共同して実施するものです。

芸術性の高いクラシック音楽、演劇、ダンスパフォーマンス等の公演や、地元劇団及び東京や大阪をはじめ地方から全国発信している劇団等の広島での自主公演に対して、当館が広報や会場提供等の支援を行うことにより、優れた作品の鑑賞機会を市民の皆様に提供するとともに、文化事業への理解と関心を高め、地域文化の振興を図ります。

### 1 募集公演の概要

#### (1) 区分等

区分	公演規模	公演会場	【公演区分】 公演内容	上演日数 (上演回数)	会場使用日数 (準備を含む)
I	大規模な公演で、大劇場での上演がふさわしいもの。	大ホール	【アートセレクション】 芸術性に優れたクラシック音楽、演劇、ミュージカル、ダンスパフォーマンス	1日 (1回)	1日
		多目的 スタジオ	【アートセレクション】 芸術性に優れた、演劇、ダンスパフォーマンス	2日以内 (制限なし)	2日以内
	【リージョナルセレクション】 他地域の劇団等の演劇、ダンスパフォーマンス		3日以内 (制限なし)	4日以内	
II	中規模な公演で、中劇場での上演がふさわしいもの。	中ホール	【アートセレクション】 芸術性に優れた、演劇、ミュージカル、ダンスパフォーマンス	2日以内 (制限なし)	2日以内
			【リージョナルセレクション】 他地域の劇団等の演劇、ダンスパフォーマンス	3日以内 (制限なし)	4日以内
			【レジデンスコレクション】 広島を活動拠点とする劇団等による演劇、ダンスパフォーマンス		

#### (2) 施設利用料及び附属設備利用料

該当日の経費は当館が負担します。ただし、【アートセレクション】については上演日のみ負担。

#### (3) その他

当館でのチケット販売及び公共施設へのチラシ配布等を行います。

### 2 公演期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

### 3 対象公演作品

公演作品は、特定の宗教、政党を推挙するものでなく、また公序良俗に反しない作品であり、文化事業を目的としない特定の企業名を活動名に付す「名称冠公演」でないもので、作品の内容が、クラシック音楽、演劇、ミュージカル、ダンスパフォーマンスに該当し、かつ次の要件を満たすものとします。

※コンクールや発表会は除く。

#### (1) 基本的考え方

次の全ての要件を満たすものとする。

- ① 高額な入場料またはこれに類する料金を徴収しないもの
- ② 客席の65%程度の集客が見込めるもの

#### (2) 内容

次のいずれかに該当するものとします。

- ① 各地方（各都市・地域）から全国に演劇等の情報を発信している劇団等が公演するもの
- ② 全国的なコンクール等での受賞歴があり、これまで広島での公演機会がないもの
- ③ 公演に要する経費面の理由により、広島で鑑賞機会の殆どなかった芸術性の高い演劇等であるもの
- ④ 広島を活動拠点とし、これまでに小規模ホール公演を含んだ公演を年1回以上実施している劇団等の作品

#### 4 提出書類

- ①申込書（様式1） ②公演企画書 ③公演予算計画書 ④公演実績（過去1年間）  
⑤その他作品・団体についてわかるもの  
※ ②～⑤の様式は問いませんが、③の公演予算計画書については、様式2を参考に作成してください。  
※ 書類は、郵送またはデータでご提出ください。（提出書類は返却しません）

#### 5 募集期間

令和4年9月1日（木）～令和4年10月31日（月） ※ 必着とします

#### 6 応募・問い合わせ先

JMS アステールプラザ 「芸術劇場」係 担当：平松・金沢・林谷  
〒730-0812 広島市中区加古町4-17  
電話：082-244-8000 FAX：082-246-5808  
電子メール：naka-cs@cf.city.hiroshima.jp

#### 7 公演作品の選定

11月上旬に実施する芸術劇場公演作品選考会議に諮り、選定し、11月中旬に選定の可否を文書で通知します。

#### 8 共催者との協定書締結

公益財団法人広島市文化財団と選定された公演の主催者とは、公演を円滑に開催するために、公演日の1か月前までに、業務及び経費分担等について、共催協定書（様式3）を締結します。

#### 9 その他（芸術劇場に選定された公演について）

##### (1) 座席の提供について

公演開催状況を確認するため、必要数の無料座席の提供をお願いします。

##### (2) 物品の販売について

物販の販売に係る手数料は次のとおり取り扱います。

場 所	取り扱い
大ホール	販売額の10%を徴収。ただし、鑑賞に必要と考えられる公演パンフレットや上演されている戯曲本等の販売に限り、免除。
多目的スタジオ	不用
中ホール	

##### (3) チケット販売について

芸術劇場に選定された公演チケットは、JMS アステールプラザ情報交流ラウンジで販売を行います。売り上げについては、公演終了後、請求に基づき口座振込にて支払います。

##### (4) 事業報告について

事業終了後、30日以内に事業終了報告書（様式4）及び収支決算書（様式5）を提出してください。